

平成23年度 住宅用太陽光発電システム設置費補助制度

新ひだか町内で自らが居住する住宅に、太陽光発電システムを設置する方で、町内の事業者と請負契約をする方に、費用の一部を町から補助します。

「新ひだか町地域新エネルギービジョン」に基づき、新エネルギーの普及促進を図り、町内経済の活性化を図ることを目的として、住宅に太陽光発電システムを設置される方に費用の一部を町から補助します。石炭や石油などの限りある化石燃料に替わり、太陽の「光」という無尽蔵のエネルギーを利用する太陽光発電は、地球温暖化の一因である二酸化炭素を排出することがありませんし、家庭の電気代が削減され、余った電力は電気事業者（ほくでん）が買ってくれます。環境にやさしいクリーンな太陽エネルギーを利用し、低炭素社会をつくり「エコタウン」を推進しましょう。

平成23年度補助

申請受付期間

平成23年5月10日(火) から 平成23年12月22日(木)まで

着手前に申請してください。ただし、J-PEC補助金(国の補助)を申込みした後に申請して下さい。

補助金額

太陽電池モジュールの最大出力値 1kwにつき 4万8千円 (kw=少数点以下第3位切り捨て 千円未満切捨て)

申請を受付する件数や金額の制限はありませんので、期間中に交付要件を満たす全ての方が申請できます。

【平成22年度のJ-PEC補正予算追加分(22N)対象システムの取扱い】

平成23年3月31日以前にJ-PEC(22N)で申込み、受理決定を受けている方は工事着手後(完了後)であっても、補助要件を満たしている場合は補助を受けられます。

申請受付期間

平成23年6月30日(木)まで

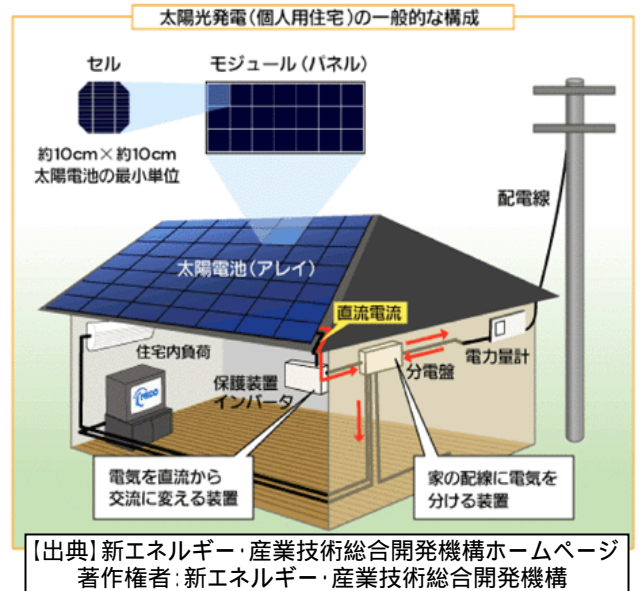
補助金額

太陽電池モジュールの最大出力値 1kwにつき 7万円

(kw=少数点以下第3位切り捨て 千円未満切捨て)

【次の全てを満たす方】

町内の事業者と請負契約をするもの
 国の補助金(J-PEC)の交付を受けるもの
 町内に住民登録のある方、町内に転入予定の方
 電力会社(北電)と受給契約をする個人
 自らが居住している住宅、居住する予定の住宅に設置するもの(新築建売・新築住宅を含む)
 店舗・事務所を兼ねる住宅は、居住面積が1/2超えるもの
 申請者、同居家族が町税等に滞納がないこと
 自己の所有又は所有者の同意のある建物であること



【対象のシステム】

- 1 太陽電池モジュールの最大出力が10kw未満のもの
- 2 未使用のもの(中古品は対象外)
- 3 J-PECの技術仕様書に適合するもの。
- 4 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆流有りで連系し、かつ、電力会社(ほくでん)と電力受給契約を締結するもの。

【補助金額の計算】

□ . □ kw × 48,000円 = □ 円 (1,000円未満切捨て)

【問合せ先】

住民福祉部 生活環境課ハイオコ・環境グループ

電話: 0146-43-2111(代表)

担当職員が少人数のため、電話や窓口で担当者が不在の場合は、伝言により、後日などに担当者からご連絡いたします。

〒056-8650 新ひだか町静内御幸町3丁目2番50号(静内庁舎)

【E-mail】 kankyo@shinhidaka.hokkai.jp

☀️ 新ひだか町住宅用太陽光発電システム設置補助金の申請上のご注意

補助金交付申請

申請書及び関係する様式等は、補助事業の要件等を確認したいので、事前に「生活環境課 バイオエコ・環境グループにご相談下さい。

・町内の事業者が、申請者に代わってご相談いただくことも歓迎します。

町の補助を受けようとする場合は、先に「J-PEC補助（国の補助）」の申込をして下さい。

・「J-PEC」に提出する書類の一部を町の申請書に添付（写し）して頂きます。

町内の事業者と請負契約をする場合が補助対象です

・請負契約とは、元請者として責任施工の契約をすることを言う。

・町内の事業所には、契約権限を持つ支店・営業所・事業所等を含む。

・住宅の建設事業者が新築・改築等に含めて、一括請負契約する場合を含む。

・電気店などが、自店で請負責任を持つ請負契約をする場合を含む。

(注)販売取次ぎ等のみを行う場合は、請負契約事業者とはなりません。

申請箇所の着手前の現状確認等を行いたいため、通知前に着工をしないで下さい。

補助対象要件の適合確認、悪質な勧誘をする業者対策などのため、具体的な設置計画をお示し頂いた方に申請書類等の様式をお示ししております。また、町内事業者からのご相談を歓迎いたします。

実績報告

完了（北電との受給契約開始）後30日以内までに実績報告書を提出して下さい。平成24年2月14日が最終期限です。（印鑑は、申請書と同一にして下さい。）

交付額確定

実績報告書と現地確認の終了後に交付額確定通知書を発送します。

請求書

交付額確定通知書を受領後に請求書を提出して下さい。補助金は、請求書の提出によって支払われます。（印鑑は、申請書と同一にして下さい。）

補助金交付

請求書に記載されている預金口座に振り込みをします。

役場静内庁舎に太陽光発電パネルを設置しました。

お近くで
見てください。



静内庁舎太陽光発電システムは…

☆太陽光パネル(モジュール)

○1,480mm×985mm 19kg/枚

○高効率 多結晶モジュール

○公称最大出力 208.4W

○PV-1 PV-2 PV-3 : 全36枚設置

☆最大出力 208.4W×36枚≒7.5KW

☆2月1日～2月11日までの
平均発電量は21.0 kWh/日でした！

《静内庁舎の電気使用量＝約1,200kwh/日》

平成22年度北海道グリーンニューディール基金事業の補助を受けて、設置しました。

全国で、依頼業者とのトラブルが報告されています。信頼できる業者に依頼しましょう。